

○香芝市史編さん委員会規則

令和5年3月29日

教育委員会規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、香芝市史編さん委員会条例(令和4年条例第26号)第8条の規定に基づき、香芝市史編さん委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第4条 委員長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、市史編さんに関する事務を所掌する課等において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。